

第3次古賀市総合振興計画 第1次見直し案 パブリックコメントによるご意見・回答表

No	パブリックコメントの内容(要約)	最終版に反映する:1 しない:2 一部反映:3	市の考え方
1	〔第2章 第1節〕 工業団地等では建築協定、緑化協定が結ばれるのではなく、無秩序な開発許可はやめるべきです。環境影響調査、緑化協定等、住環境行政が求められると考えます。	2	都市計画区域では、都市計画法に基づいて土地利用規制を行い、無秩序な開発を防いでいます。 また、都市計画区域外では、第2章第1節「住宅・住環境」に述べられているように、古賀市土地対策指導要綱による指導を徹底し、更に第1章第1節「土地利用」のなかで古賀市全域を都市計画区域に編入する方向と明記し、秩序ある土地利用を図っていくととしております。
2	〔第2章 第3節〕 回収された一般廃棄物、産業廃棄物などの適正処理が行われているか等、市民、企業、リサイクル業者、行政が一体となった政策が求められると思います。 また、行政政策の上でも、行政委託業務にはISO認証が求められる時期です。	2	一般廃棄物については、構成市町とともに古賀清掃工場と連絡・協議を密にしており、適正に処理されていると考えます。 産業廃棄物については、県の所管となりますが、法律に基づきマニフェストの作成や適正管理が行われていると考えております。 次にISO取得企業についてですが、ご存知のとおりISOには品質保証に関するISO9001や環境マネジメントシステムに関するISO4001など様々あります。 ここではISO4001について回答します。 市では業務委託契約について、事業遂行の確実性や効率性等についてを重視しておりISO4001認証取得のみを委託条件にしておりません。
3	〔第2章 第5節〕 監視体制の強化でなく、検査指導體制を確立し、公害発生源に対し公害防止協定を締結する。 公害に対する認識は、一般市民のモラルだけではなく、企業モラルの大切さが抜けており、盛り込むべきと考えます。	3	ご指摘の通り、「監視体制を強化」を「監視・測定等の体制を強化」に変更します。古賀市公害防止等生活環境の保全に関する条例第6条に合わせて表現を修正しました。 また、企業についてですが、市に寄せられます苦情では、ごみ・草などの屋外焼却による悪臭、家庭生活から発生する生活騒音、飼い犬の無駄吠え・ふん害や草が繁茂状態となった空き地の草刈りなど、近隣間に関する苦情が全体の約90%近くを占めている状況でありますことから、修正は行いません。
4	前半5年間の中村市長の施政方針の概要とその結果を、第1次見直し案の冒頭に追加されたい。	2	施政方針は、マスタープランに基づき毎年度の施政重点項目について述べているものであり、マスタープランに掲載することはなじまないと判断しております。
5	前半5年間の古賀市の基本指標のデータを追加されたい。 (人口の推移、出生者と死亡者の推移、転入者と転出者の推移、借金と基金の推移、公債費比率と経常収支比率の推移)	2	ご指摘の「人口の推移」以下のデータについては、市のホームページをはじめ広報等により公表していますので、マスタープランに掲載する必要はないと判断しております。
6	市民意識調査(まちづくりアンケートとも満足度調査ともいえる)を年内の実施し、最終見直しに反映されたい。	2	今回の見直しにつきましては、現マスタープランに規定されているとおり「基本計画」に係る点検・見直しであり、ご指摘の件につきましては、第4次古賀市総合振興計画策定の際に検討する考えです。
7	全体に共通して、「この5年間」という記述はやめ、「前半5年間」と記述されたい。	1	ご指摘のとおり、市民に理解しやすい記述とするため、「この5年間」を「前半5年間」と変更します。
8	〔第1章・第2節〕 主要施策(4)の はあくまで、コミュニティーバスの運行を目指すこととされたい。2005年4月1日運行開始の西鉄新路線バスは白紙とすること。	2	交通体系につきましては、市民のニーズを的確に把握し、交通手段やその運営形態について幅広く検討が必要と考えます。今回の点検・見直しでは、コミュニティーバスに限らず、広く研究する考え方に立ち、修正を行いました。 なお、西鉄バス新路線につきましては、路線バス事業者との協議を踏まえ、費用対効果が最も良いと考えられる路線バス事業者の資源とノウハウを活用する形で新路線が実現しました。
9	〔第2章・第2節〕 「清滝ダム」に関する記述は最新の動向を記載されたい。	2	清滝ダムの事業主体は福岡県であり、古賀市としては、県の最終判断が出されるまでは、後期基本計画のとおりであるとと考えております。
10	〔第2章・第3節〕 「ごみ減量・リサイクル」では、ごみ処理基本計画によるごみ原単位の数値目標を明記されたい。	2	個別の施策目標については、マスタープランでなく個別の計画で明らかにする考えです。
11	〔第2章・第5節〕 「検査体制を強化」を「監視体制を強化」となっているところは、「監視・測定体制を強化」と記述されたい。	1	ご指摘の通り、「監視体制を強化」を「監視・測定等の体制を強化」に変更します。 古賀市公害防止等生活環境の保全に関する条例第6条に合わせて表現を修正しました。
12	〔第2章・第5節〕 公害防止協定については、2005年度の締結済み件数を明記し、2010年度の締結件数を明記されたい。	2	公害防止協定は公害の発生を抑制するため施設と協定を結ぶものであり、協定締結数の多少をもって指標となるものではありませんので、後期基本計画に記載する必要はないと考えます。

第3次古賀市総合振興計画 第1次見直し案 パブリックコメントによるご意見・回答表

No	パブリックコメントの内容(要約)	最終版に反映する:1 しない:2 一部反映:3	市の考え方
13	【第3章・第2節】 「保育所再編を継続し」は削除されたい。	2	保育所再編計画は、平成15年度に花鶴保育所、平成17年度に庄保育所を民営化し、平成18年度末に五楽保育所を廃止するという内容であり、現時点で計画進行中であることから、「保育所の再編を継続し」を削除することは適切でないと考えております。
14	【第3章・第3節】 主要施策(1)社会参加の促進は「共同作業所の充実をはかる」を盛り込まれたい。	2	共同作業所については、法人格を持たない障害者団体の関係者や家族会などにより、自主的に運営されていることから、自由で柔軟な運営がなされることに大きな特徴があります。この長所を十分に生かす観点から、行政主導により計画的に設置していくことという点でなじまないものと考え、後期基本計画の中に盛り込むことは適さないと判断しました。但し、行政からの共同作業所に対する支援の必要性はあると考えており、関係者等に対し、共同作業所に関する相談・援助及び情報提供を行って行きたいと考えています。
15	【第4章・第2節】 施設整備については、エレベータ設置など学校施設のバリアフリー化を促進することを明記されたい	2	学校施設の整備やバリアフリー化等に向けた取り組みについては、学校施設整備計画のもとに進めていますが、日頃の応急的対応は随時学校と協議しながら対応しております。エレベーターの設置については、順次今後の大規模改造及び改築工事の際に具体化に取り組んでいくこととしています。
16	【第4章・第3節】 主要施策(6)青少年の健全育成では、中学生・高校生の自主的な活動の場作りを明記されたい。	2	ご指摘の件につきましては、第3章第2節「児童・一人親家庭福祉」の主要施策(3)児童の健全育成にて「乳幼児から年長児童までの居場所及び学童保育の機能などを備えた拠点の整備」に含まれています。
17	【第4章・第5節】 主要施策(1)古賀市史については現計画通りにされたい。	2	古賀市史(誌)については、平成19年度刊行予定で、編さん作業を進めております。後期基本計画では発行時期を明示しています。
18	【第5章・第3節】 古賀市全体の商業の再構築ビジョン作りを明記されたい。	2	商業の活性化につきましては、第5章第3節「商業」主要施策(1)中心市街地の活性化、及び(4)観光の促進に掲げ、施策に取り組みます。
19	【第4章 第6節】 スポーツ振興計画作成予定時期は？ また、スピードアップが必要ではないですか。	2	スポーツ振興計画につきましては、近隣市町の調査、情報収集をし、平成18年度に計画策定に着手し、平成19年度に策定する予定です。
20	【第4章 第6節】 施設の有効活用と貸出手段の簡素は施設及び用具、器具も含めることを望みます。	2	社会体育施設・学校開放施設は、ほぼ満杯の状態であり有効活用されています。貸出手段については、使用者会議を定期的に行うほか、予約方法について、インターネットの導入について、調査研究中です。用具・器具については、借用申込書で常時貸出しを行っています。
21	【第4章 第6節】 ボランティアや指導者の発掘については、ボランティア意識の高揚のための講座、教室、講習会などの実技面に踏み込んだ施策の立案も必要と思われます。	2	ボランティアや指導者の発掘については、ボランティア意識の高揚のための講座、教室等体育指導委員が取り組んでおり、市としましても委員と連携してまいります。
22	【第1章 第2節】 西鉄宮地岳線駅へのアクセスは劣悪で、この改善をすることなく乗客増を期待するのは、如何なものか。	2	西鉄宮地岳線の問題は駅等へのアクセスだけの問題ではないと認識しています。運賃や区間の所要時間等の西鉄サイドに努力を求めるべき部分と、地域住民への広報・協力要請等の沿線自治体が支援できる部分があると認識しています。古賀市としましては、西鉄宮地岳線を重要な輸送資源として西鉄・沿線自治体・福岡県と協力して利用促進を図ってまいります。
23	【第1章 第2節】 市道 × × 線がどの道路なのかサッパリ分かりません。HPや観光案内地図などで分かるようにして下さい。将来的には市販地図に掲載されるよう望みます。	2	観光案内地図や市HPへの道路名の掲載については、ご要望として今後検討します。市販地図につきましては、作成業者の判断となります。
24	【第8章 第2節】 広域行政----先ずは新宮・古賀が合併し、更に玄界灘の湾岸を共有する福津市と合併して頂きたい。	2	合併には様々な観点から検討する必要があり、当然相手方の意向もございます。市民のニーズを的確に把握し、適時適切な方法で対応していくべきと考えております。
25	【第1章 第2節】 東西道路----国道3号線建設時のアンダーパスが沢山あるが、あまり活用されているように思えない。流交差点付近の久保団地側地下道は天井が低く、急な坂道で改良工事希望	2	ご意見は個所を限定した記述であり、その内容は工事要望です。後期基本計画としては馴染まないと考えます。

第3次古賀市総合振興計画 第1次見直し案 パブリックコメントによるご意見・回答表

No	パブリックコメントの内容(要約)	最終版に反映する:1 しない:2 一部反映:3	市の考え方
26	〔第2章 第1節〕 住居表示----住宅の建て込んだ所は早く、字何番地から何丁目何番地に変更を	2	住居表示は市街地の住所を土地の地番ではなく、順序良く付けた番号によって表示することで、わかりやすく便利にするものです。本市においては、市街化区域について昭和51年に花鶴丘の一部で実施して以来、随時実施してきましたが、今後も市街化区域で未実施の区域については地域の理解を得ながら、また区域整理事業などとは時期を合わせて実施する予定です。
27	〔第2章 第2節〕 南東部の水源涵養林----興山園は含まれていますか？ 年間維持費1,500~2,000万円とのこと。自然公園として無償借り上げ、トイレ設置等を希望します。	2	山林地や森林でなく整備された園地なので、南東部の水源涵養林に興山園は含まれません。自然公園については、費用や市民ニーズ等の課題があると考えます。
28	生ごみ処理用バケツ----乳白色で耐候性悪く数年で亀裂。対候性の良い樹脂配合希望。	2	ご要望として承ります。
29	自転車盗難防止----氏名と電話番号表示をPR願いたし。放置自転車を見掛けても連絡のしようがない。	2	自転車盗難については、早期にアンケート調査を行い、その結果をもとに「古賀市防犯のまちづくり連絡協議会」において、放置自転車の早期回収方法を含めた効果的な対策を検討します。
30	公共施設名称変更----サンフレア 図書歴史館、サンコスモ 福祉センター、コスモス館 物産館、クロスパルこが健康センター	2	ご指摘の施設の愛称につきましては、公募にて決定していますので、変更を考えておりません。
31	〔第8章 第3節〕 入札案件をHPに掲載し、メールで入札方式に変更希望。談合防止とコストダウン対策	2	現在、市が実施しております入札方法は、透明性・確実性を重視し、入札者立会のうえ同時開札を基本としております。「電子メール」を使用しての入札につきましては、ご指摘のとおり確かに談合防止とコストダウン対策というメリットが予想されますが、公平性を保つための同時開札等の観点からは疑問が生じます。現在、入札制度等のIT化につきましては国等の指導により統一した基準を持つ「電子入札システム」を各自治体で検討され、既に福岡県、政令市等では一部導入されています。しかしながら国・県等が発注する業務と比較すると、古賀市が発注する業務は中小・零細企業が受注する規模が大部分であり、この対象企業が当該システムによる入札に対応するためには、初期投資の問題等で負担を与える結果となり、現段階で厳しい状況ですので、当該システムの導入については今後考慮していきたいと考えます。
32	〔第1章 第1節〕基本方針 「保全すべき自然環境は市民の理解と協力のもと極力保全し、次世代に継承するよう努めます」とあるが、自然環境の保全のためにあって市民の理解と協力がなぜ必要なのか？(不要である) また、保全すべき自然環境は、永久(又は未来世代)に継承するべく、保全に努めます。というような表現にするべきだと思う。	2	最初に「自然環境の保全にあえて市民と理解は不要である」とのご意見ですが、自然環境の保全については行政の行う事業・施策のみならず、市民や民間団体、事業者の取り組みが必要不可欠と判断しています。次に「次世代のみに継承すればよいのか」とのご意見ですが、「次世代」とは「次の世代」に限定されるものでなく、半永久的な意味を含有させています。
33	〔第1章 第1節〕主要施策(1)農地・森林の保全 「豊かな景観としての機能」とあるが、生き物(又は生態系)を育む場であることを追記できないものか？ 例)気温上昇の防止、豊かな生態系や美しい景観を創り出す機能	1	「豊かな景観としての機能」を「生命を育み豊かな景観を形成する機能」に変更します。平成17年度より農地の機能として「農の恵み」という視点から「生命を育む場」という観点での記述が県においてもなされているため、表現を修正します。
34	〔第1章 第1節〕主要施策(4)農地・森林の保全 あまりにも限定的表現であり、開発しやすくする等の意図を感じます。まとまりがなくとも有用な農地はあるのではないかと思います。又、優良農地という表現もあいまいで、わかりづらいと思います。 保全が必要と考えられる農地、などの表現の方がよいと思うが。	2	保全が必要な農地を具体的に「まとまりのある優良農地」として記述しています。個々の農地の開発等については現在でも農地法に基づく審査を行っております。

第3次古賀市総合振興計画 第1次見直し案 パブリックコメントによるご意見・回答表

No	パブリックコメントの内容(要約)	最終版に反映する:1 しない:2 一部反映:3	市の考え方
35	[第1章 第2節] 道路整備の中に歩道整備も含まれているのかも知れませんが、歩道整備の必要性についても、きちんと文章に盛り込むべきだと思います。	2	安心、安全走行のため歩道整備が必要な事が周知のとおりです。 歩道整備は用地取得が必要な場合が多く、2010年までの基本計画では整備が確実視される箇所を記載しております。 基本方針は東西交通網の整備、狭い生活道路の整備、JR駅への接続道路整備としており、東西路線は県道や幹線市道(都市計画街路)であり、少子・高齢化を迎えた現在、道路整備につきましては当然歩道整備はもちろん、バリアフリー化も包含したものであり、総合的な表現をしております。
36	[第2章 第3節]主要施策(4)リサイクル(再生利用)の推進について この文章では意味がよく理解できません。もう少し、わかりやすく具体的に示していただきたい。	2	具体的な内容につきましては、ごみ処理基本計画に定めて取り組んでまいります。
37	[第2章 第3節]主要施策(3)リユース(再利用)の推進 及び (5)事業系ごみの減量について デポジットの普及推進に向けて追記してもよいのではないのでしょうか？	2	「デポジット制度」については廃棄物減量対策として有効な施策として認識しておりますが、製造・流通・販売の事業者に関わる広域的な問題であり、国・県の動向に留意しながら研究する必要があると考えます。
38	[第2章 第4節]主要施策(2)公園・緑地・水辺空間の整備について 意味・意図がよく理解できません(何故、交流する必要があるのか?) 例えば、「人と水生動植物との触れ合いを通じて、親しみやすい空間を形成するため」などの表現にした方がわかりやすいと思う。	1	「人と水生動植物の交流を図るため、ホタルなどが生息しやすい自然生態系に配慮した河川整備を推進します。」を「人と水生動植物との触れ合いの空間を形成するため、ホタルなどが生息しやすい自然生態系に配慮した河川整備を推進します。」に変更します。 ご指摘の通り、「交流」の意味が理解しにくいので、表現の修正を行います。
39	[第2章 第5節] 水質調査と併行して、ダイオキシン調査も年間6回程度定期的に実施して頂き、その都度「広報古賀」等で公表して頂きたい。その為に、第1次見直し案(1)公害の防止 公害を発生させるおそれのある施設に対し「古賀清掃工場を含む」を明記するか、(1)の「公害の防止」に新たに「古賀清掃工場」の項目を追加して頂きたいと思います。 そして「ダイオキシン監視体制の強化」と「工場の事故防止に努めること」を明記してください。	2	事業活動のために用いられる施設であれば、「公害を発生させるおそれのある施設」といえますので古賀清掃工場も含まれていますことから、特定の施設名を明記する必要はないと考えます。 また、「ダイオキシン監視体制の強化」と「工場の事故防止に努めること」の明記については、特別地方公共団体である玄界環境組合が自ら行うべきことと認識しています。
40	[第1章 第2節]主要施策(4)公共交通網 市民が利用しやすい交通体系という中には、不便を強いられている方、高齢者の足の確保なども視野に入っていますか。	2	「市民が利用しやすい交通体系のあり方の研究」には、広く市民にどのような交通ニーズがあるかを研究することを想定しており、ご指摘のケースについては当然検討の対象になると考えています。
41	[第1章 第2節]主要施策(5)安心で安全な道路の整備 「古賀市サイン計画」の部分が削除されていますが、わかりやすく、親切的な表示と言う点で、まだ不十分だと思うのですが。	2	市では「古賀市サイン計画」を平成12年12月に作成し、これに基づいて公共施設などへの誘導表示を段階的整備しております。後期基本計画では、整備が一定以上終了したこと 後期基本計画に記載すべき政策的事業というよりも、通常業務の一環として当然取り組む事業であることを考慮し、記載を削除しております。
42	[第3章 第2節]主要施策(1)(削除) 削除されていますがなぜですか。これからぜひ必要で、積極的に進めていただきたいことです。	2	地域における子育て支援基盤の1つとして子育てサークルや子育てボランティアの充実を図ることは、重要なことと認識しており、今後とも行政からの働きかけや支援を行う必要があります。 現計画では、「子育てサークル」と「子育てボランティア」について、それぞれ別に記載していましたが、「子育てサークル」や「子育てボランティア」は、子育てに関して様々な形態で活動を行っており、それぞれを個別に記載するのではなく、一体的に表現する方が適切と判断いたしました。 したがって、後期基本計画では「子育てボランティア」の関係を削除し、の「子育てサークルなどへの支援」という表現の中に「子育てボランティア」を包含していると考えます。
43	[第4章 第3節]主要施策(4)図書館機能の充実と有効利用 「移動図書館」のことが消えています。このことについての考えが全くなかったということですか。それに変わる対策は考えてありますか。誰もが、いつでも本を求められるようなしくみを考えていただきたい。	2	移動図書館についての研究を重ねてまいりましたが、図書館へのアクセスと利用実績に必ずしも因果関係が認められないことや、また市民ニーズの多様化や情報通信の発達等を検討した結果、むしろ図書館の充実や福岡都市圏の広域利用により市民の利便性を向上させることが適当と考えます。

第3次古賀市総合振興計画 第1次見直し案 パブリックコメントによるご意見・回答表

No	パブリックコメントの内容(要約)	最終版に反映する:1 しない:2 一部反映:3	市の考え方
44	【第7章 第1節】現状と課題 原計画の最後の段に活動拠点である公民館類似施設についてありますが、見直し案には公民館類似施設について記述が無いのは何故ですか？	2	公民館類似施設については、建設補助を実施しており、一定程度の整備を行ったため、記載を削除しています。 なお、公民館類似施設は、コミュニティづくりの拠点となるものであり、現在も自治会活動を中心に活用されているところです。今回の見直しについては、この5年間の取組みをふまえ、新たにコミュニティの拠点として活用が始まった旧用務員室や余裕教室について特に追記を行なっておりますが、公民館類似施設の積極的な活用についても、引き続き市民のみなさんの主体的な自治会活動の支援の一環として、地域と共働で取り組んでいきます。
45	【第7章 第1節】 市民参画を進めていく上で、情報の共有ということが不可欠と思いますが、その点についてふれられていないのは、	2	市としても、市民参画を進めるうえで、情報の共有は必要不可欠なことであると考えております。本市では、あらゆる取組みについて可能な限り情報公開・情報の共有を進めていく方針であり、このことに関しては、第8章第4節「情報公開」のなかで、市の基本的な考え方を示しているとともに、第1章第3節「情報通信」及び第7章第2節「広報・広聴」の中でも、その推進について述べています。
46	【第7章 第3節】現状と課題 市民の自発的活動を支援する 具体的にはどのようなことを想定されているのか。 主要施策(3)男女共同参画推進のための拠点づくり は「市民の自主的な活動を」になっていますがこの違いは	2	市民の自発的活動を支援するとは、市民の意識改革や社会慣行の見直しに関する市民の活動に対する機会及び情報の提供を意味します。 「市民の自主的な活動を支援」とは、基本的には「自発的活動を支援」と同様の趣旨ですが、特に市民の主体性ある活動が必要だという観点から「自主的な活動」と記載しております。
47	【第7章 第3節】 図(男女共同参画社会に関する市民意識調査)の削除について 棒グラフ「男は仕事、女は家庭……」は新しいものを掲載していただきたい	2	男女共同参画社会に関する市民意識調査につきましては、「古賀市男女平等をめざす基本条例」制定を視野に入れて実施したものであり時日が経過していることから、今回削除しています。また、同条例に定めるとおり今後「市民の意識」の調査を実施する予定です。

パブリックコメントの内容は適宜要約し、掲載しています。